

## 宇部市介護人材確保紹介手数料等補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、宇部市内の介護サービス事業所等が求める人材を確保することで安定した介護サービスの提供を図ることを目的として交付する、宇部市介護人材確保紹介手数料等補助金（以下「補助金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 介護サービス事業所等

以下の事業所のことをいう。

ア 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する居宅介護サービス事業所、地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所、介護保険施設、介護予防サービス事業所、地域密着型介護予防サービス事業所、介護予防支援事業所及び介護予防・日常生活支援総合事業による指定介護事業所。但し、居宅療養管理指導を除くものとする。

イ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する軽費老人ホーム、有料老人ホーム、生活支援ハウス、養護老人ホーム

ウ 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）に規定するサービス付き高齢者向け住宅

エ 公営住宅法（昭和26年法律第193号）等の規定に基づくシルバーハウジング

#### (2) 介護職員等

以下の職種の職員をいう。

介護福祉士、社会福祉士、（准）看護師、保健師、（管理）栄養士、機能訓練指導員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等）介護支援専門員、生活相談員、生活援助従事者、生活援助員、福祉用具専門相談員。

#### (3) 介護業務

介護サービス事業所等で利用者に介護等を行う又は支援する業務のことをいう。

#### (4) 人材紹介業者

厚生労働省から有料職業紹介事業の許可を得た事業者のことをいう。

#### (5) 外国人介護人材

EPA（経済連携協定）に基づく外国人介護福祉士候補者、技能実習制度を活用した外国人（技能実習生）及び在留資格「特定技能1号」を持つ外国人のことをいう。但し、在留資格「介護」は除くものとする。

#### (6) 監理団体

外国人技能実習機構から監理事業の許可を得た監理団体のことをいう。

#### (7) 手数料等

宇部市内で介護サービス事業所等を運営する法人が人材紹介業者から介護職員等の紹介を受け、

直接雇用した際に支払った紹介手数料及び別表に定める外国人介護人材が監理団体等を経由して、介護職員等として雇用する際の経費のうち、宇都市内の介護サービス事業所等で就労するまでに生じる経費をいう。

#### (補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 宇都市内で介護サービス事業所等を運営する法人（以下「介護サービス事業者」という。）であること。
- (2) 宇都市税を滞納していないこと。
- (3) 指定権者から指定の効力停止を受けていないこと。
- (4) 事業主又は役員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

#### (補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、介護サービス事業者が負担した第2条第7号に規定する手数料等とする（消費税及び地方消費税を除く）。但し、国、他の地方公共団体、公益団体等からの補助又は助成を受けた経費については対象外とする。

- 2 介護サービス事業者が、施行日以降に人材紹介業者等から紹介を受けた者を介護職員等又は外国人介護人材として直接常勤または非常勤で雇用し、宇都市内の介護サービス事業所等で継続して3か月以上介護業務に従事させた場合に、当該介護職員等又は外国人介護人材の雇用に係る手数料等を補助対象経費とする。
- 3 直接雇用した介護職員等又は外国人介護人材が3か月以上勤務した後に離職した場合において、手数料等の返金がある場合は、当初支払った手数料等から当該返金額を控除した額を補助対象経費とする。

#### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、雇用者一人につき100万円を限度とし、予算の範囲内で交付するものとする。

- 2 前項の規定により計算した額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。
- 3 同一補助対象者に対する補助金の交付は、一会计年度につき雇用者3人までとする。

#### (交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、宇都市介護人材確保紹介手数料等補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 介護サービス事業者と人材紹介業者又は監理団体等と交わした契約書等の写し
- (2) 補助対象経費を確認できる書類の写し（領収書または見積書等）
- (3) 雇用契約書等の写し
- (4) 宇都市介護人材確保紹介手数料等補助金就労証明書（様式第2号）
- (5) 宇都市税の滞納のないことの証明書（発行日が申請日から3か月以内のもの）

(6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、宇都市内の介護サービス事業所等で施行日以降に勤務を開始した日から行うことができる。

(補助金の内示)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定するとともに、補助金の内示額を決定し、宇都市介護人材確保紹介手数料等補助金内示通知書（様式第3号）により、補助対象者に通知するものとする。

(辞退)

第8条 補助対象者は、次の各号に該当する場合は、宇都市介護人材確保紹介手数料等補助金辞退届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 前条にかかる雇用者が、3か月末満で離職したとき
- (2) 補助金の交付を辞退するとき

2 宇都市介護人材確保紹介手数料等補助金内示通知書（様式第3号）に定める有効期限内に、宇都市介護人材確保紹介手数料等補助金就労継続証明書（様式第5号）の提出がないときは、辞退したものとみなす。

(補助金の請求及び交付決定)

第9条 前条の規定により内示通知書を受けた補助対象者は、直接雇用した介護職員等又は外国人介護人材が3か月以上勤務した後に、内示通知書に記載された有効期限内に宇都市介護人材確保紹介手数料等補助金就労継続証明書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。また、交付申請時に見積書等を提出した場合は、領収書等の補助対象経費を支払ったことを確認できる書類の写しを併せて提出しなければならない。

2 補助対象者は、手数料等の返金がある場合は、第4条3項の規定により、宇都市介護人材確保紹介手数料等補助金交付変更申請書（様式第6号）および返金内容が確認できる書類の写しを併せて市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請書等を受理後、内容を審査の上、第7条の規定により通知した内示額の範囲内で補助金額を確定した宇都市介護人材確保紹介手数料等補助金交付決定通知書（様式第7号）又は宇都市介護人材確保紹介手数料等補助金不交付決定通知書（様式第8号）により補助対象者に通知するものとする。

4 補助金の交付決定を受けた補助対象者は、宇都市介護人材確保紹介手数料等補助金請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

5 市長は、交付決定通知を受けた補助対象者から前項の請求書を受理したときは、速やかに補助金を支払うものとする。

(補助金額の変更)

第10条 補助金の交付を受けた補助対象者は、第4条3項の規定により手数料等の返金がある場合は、

返金内容が確認できる書類の写しとともに市長に申し出なければならない。

2 市長は、前項の書類等を受理後、内容を審査の上、補助金の返還がある場合は、宇都市介護人材確保紹介手数料等補助金返還請求通知書（様式第10号）により通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第11条 市長は、交付決定通知を受けた補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、宇都市介護人材確保紹介手数料等補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により、その決定を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金の交付に際して付した条件に違反したとき。
- (3) 補助金の申請に偽りその他不正行為があったとき。
- (4) その他市長が不適当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合、交付決定通知を受けた補助対象者に対し、宇都市介護人材確保紹介手数料等補助金返還請求通知書（様式第10号）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第12条 前2条の規定により、補助金の返還請求通知を受けた補助対象者は、指定された期日までに補助金を返還しなければならない。

（帳簿の備付け）

第13条 市長は、補助金交付台帳を作成し、備え付けるものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年12月23日から施行する。

別表

第2条中「外国人介護人材を介護職員等として雇用する際の経費」は、下表のとおりとする。

外国人介護人材を介護職員等として雇用する際の経費	
E P A（経済連携協定）	国際厚生事業団又は日本語研修機関に支払った次に掲げる経費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・求人申込手数料</li> <li>・あっせん手数料</li> <li>・送り出し機関への支払金</li> <li>・介護導入研修に係る費用</li> <li>・日本語研修の一部負担金</li> <li>・その他市長が特に必要と認める経費</li> </ul>
技能実習生	監理団体等に支払った次に掲げる経費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・技能実習計画の作成及び提出に要する経費</li> <li>・入国に要する費用</li> <li>・入国前の日本語研修及び介護実技研修に要する経費（食糧費除く）</li> <li>・在留資格の申請に要する経費</li> <li>・入国後の講習に要する経費（生活手当を除く）</li> <li>・その他市長が特に必要と認める経費</li> </ul>
特殊技能1号	登録支援機関等に支払った次に掲げる経費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・人材紹介手数料</li> <li>・送り出し機関への支払金</li> <li>・その他市長が特に必要と認める経費</li> </ul>

※ いずれの場合も、雇用までの直接経費を対象とし、入会金、年会費や雇用後のサポート費用等は対象外とする。

※ 消費税及び地方消費税に相当する額は除く。